

広島県病院事業管理規程第一号

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年四月一日

広島県病院事業管理者 浅原利正

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程

広島県病院事業組織規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第七条の表県立広島病院の項中「、消化器内科、内視鏡内科、呼吸器内科、リウマチ科」及び「、消化器・乳腺外科、消化器内視鏡外科」を削り、「心臓血管・呼吸器外科」を「心臓血管外科」に改め、

「消化器センター」
「消化器内科」
「内視鏡内科」
「消化器・乳腺外科」
「消化器内視鏡外科」
「呼吸器センター」
「呼吸器内科」
「リウマチ科」
「呼吸器外科」
「救命救急センター」
「救命救急センター」
「呼吸器センター」
「呼吸器内科」
「リウマチ科」
「呼吸器外科」
「救命救急センター」

に改める。

第八条県立広島病院の項中

「消化器センター」
一 患者の診療に関すること。
二 患者の入退院の決定に関すること。
三 消化器医療に関すること。
「呼吸器センター」
一 患者の診療に関すること。
二 患者の入退院の決定に関すること。
三 呼吸器医療に関すること。
「救命救急センター」
「救命救急センター」

」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。